

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 8 日 (火) 第 165 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
 - 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
 - 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (4件) (社会福祉課取扱い) 2
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の再開 (社会福祉課取扱い) 4
 - 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 4
 - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3件) (障害福祉課取扱い) 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 6
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 6
 - 公共測量の実施 (監理課取扱い) 7
 - 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 7
 - 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 7
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 8
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1053 号

森林法 (昭和 26 年 法律 第 249 号) 第 25 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
南さつま市大浦町字タケノ後平上17575番1, 17575番4, 字タケノ後平17623番3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1054号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
薩摩川内市祁答院町藺牟田字茶園ヶ廻1804番2, 1804番3, 字愛宕平1999番12, 1999番13
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第1055号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
黎明脳神経外科医院	鹿屋市串良町上小原3500番1

- 2 認定の有効期限

令和 5 年 12 月 7 日

鹿児島県告示第1056号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
伊集院調剤薬局	日置市伊集院町徳重二丁目7番地 1ハイツ中原102号	令和2年5月31日
まえはらりハビリクリニック	日置市伊集院町徳重342-3	令和2年8月31日
帖佐調剤薬局	始良市宮島町58-15	令和2年8月31日
南部調剤薬局	大島郡瀬戸内町古仁屋松江15番地	令和2年8月31日
南大島診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋松江16-4	令和2年8月31日
さつき薬局	南さつま市加世田本町7番地2	令和2年9月22日
柳井谷耳鼻咽喉科医院	鹿屋市寿三丁目6番42号	令和2年9月30日
前川医院	大島郡喜界町湾281	令和2年10月1日
ヒラシマ眼科	薩摩川内市向田本町17番14号	令和2年10月29日

鹿児島県告示第1057号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人明正会	指宿市十町352番地 2	訪問看護ステーション菜の花	指宿市十町398番地 1	平成31年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 告 示 第 1058 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
南国タケシタ薬局株式会社	鹿児島市中央町18番地 1	伊集院調剤薬局	日置市伊集院町徳重二丁目7番地1ハイツ中原102号	令和 2 年 5 月 31 日	居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導
医療法人誠心会	日置市東市来町湯田3614	まえはらリハビリクリニック	日置市伊集院町徳重342-3	令和 2 年 8 月 31 日	居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導
株式会社霧島市民薬局	霧島市国分中央三丁目38番16号	帖佐調剤薬局	始良市宮島町58-15	令和 2 年 8 月 31 日	居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導
奄美医療生活協同組合	大島郡瀬戸内町阿木名字重袋1975	南大島診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋松江16-4	令和 2 年 8 月 31 日	居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導
株式会社健光	奄美市名瀬和光町30番地19号	南部調剤薬局	大島郡瀬戸内町古仁屋松江15番地	令和 2 年 8 月 31 日	居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第1059号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和2年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
中野智文	整骨院庵国分院 霧島市国分中央一丁目14番2号タウンヒル田畑I1階	令和2年 3月26日	柔道整復
西倫太郎	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	令和2年 4月1日	柔道整復
椿文洋	Physical Studio HArT. 始良市平松7227	令和2年 7月30日	柔道整復

鹿児島県告示第1060号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり再開の届出があった。

令和2年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	再開年月日
岩下眼科医院	指宿市湊二丁目11番1号	令和2年7月3日

鹿児島県告示第1061号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和2年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
指宿拓也	アサヒ整骨院 霧島市国分中央四丁目3番3号サンライズ日本101号室	令和2年 8月7日	柔道整復
竹下健太郎	アサヒ整骨院 霧島市国分中央四丁目3番3号サンライズ日本101号室	令和2年 8月7日	柔道整復
松田健太郎	松田整骨院 始良市西餅田1942番地5	令和2年 10月2日	柔道整復

鹿児島県告示第1062号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
向井 基	青雲会病院	始良市西餅田3011番地	外科	令和 2 年 11月 27日

鹿 児 島 県 告 示 第 1063 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
イオン薬局鹿児島鴨池店	鹿児島市鴨池二丁目26番30号	令和 2 年 8月 31日	精神通院医療
そうごう薬局川内店	薩摩川内市原田町25番18号	令和 2 年 8月 31日	精神通院医療
有限会社吉村薬局	薩摩川内市横馬場町 9 - 26	令和 2 年 9月 8日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 1064 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

病 院 又 は 診 療 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
幸南クリニック	指宿市西方6733番地	令和 2 年 11月 1日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 1065 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ひめぎ薬局	霧島市隼人町姫城二丁目259番地	令和 2 年 11月 1日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 1066 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		

株式会社 T A K A M I T U	鹿児島市東谷 山六丁目18番 8号サンロー ゼ202号	訪問看護ステ ーション・ア イリス	鹿児島市東谷 山六丁目18番 8号サンロー ゼ202号	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
株式会社アド ナース	京都市西京区 大原野西境谷 町二丁目14番 地10	アドナース鹿 児島訪問看護	鹿児島市薬師 一丁目20番 4 号橋口ビル 1 階	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第1067号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
まつだこどもクリニック	鹿屋市西原二丁目35番3号	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第1068号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
いるか薬局	鹿児島市吉野町5134番1	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
カゴシマ薬局玉江店	鹿児島市下伊敷一丁目5番10 号片岡ビル1F	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
サニー薬局	鹿児島市吉野町3073番地21ブ ロッサム吉野101号	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
ワダ薬局	鹿児島市和田三丁目30番1号	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
あさみ調剤薬局	日置市日吉町日置390-1	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
ぎんざ薬局	薩摩郡さつま町広瀬668-3	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
スマイル薬局始良店	始良市松原町2-20-5	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
マイティ薬局	鹿屋市西原二丁目35番5-1 号	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
わかば薬局	西之表市西之表7186-1	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療
元気薬局	熊毛郡南種子町中之上1700番 157	令和 2 年 11月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第1069号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
前原総合医療病院 日置市伊集院町妙円寺一丁目 1 - 6	名称	ゆのもと記念 病院	前原総合医療 病院	精神通院医療
	所在地	日置市東市来 町湯田3614	日置市伊集院 町妙円寺一丁 目 1 - 6	
さつき薬局 南さつま市加世田地頭所 568	所在地	南さつま市加 世田本町 7 番 地 2	南さつま市加 世田地頭所 568	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 1070 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 11 月 16 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市天辰町及び五代町

鹿 児 島 県 告 示 第 1071 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 12 月 8 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子 線	熊毛郡中種子町増田字西犬 城田2612番1地先から2609 番1地先まで	前	8.5~44.2	453.8
			後	15.1~136.4	350.0

鹿 児 島 県 告 示 第 1072 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 12 月 8 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日

鹿児島県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年12月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋環状線	鹿屋市川西町4390番1地先から4387番1地先まで	前後	16.0～24.0 12.0～16.3	39.4 39.4

鹿児島県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年12月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋環状線	鹿屋市川西町4390番1地先から4387番1地先まで	令和2年 12月8日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第58号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年12月8日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表に次のように加える。

230	有料老人ホームひかりの丘	志布志市志布志町志布志1330
-----	--------------	-----------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第126号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年12月8日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P真・暴れん坊将軍双撃FMG	株式会社藤商事	0P1131
ぱちんこ遊技機	P物語セカンドシーズンGEE	株式会社銀座	0P1191
回胴式遊技機	Sバイオハザード7 XE	株式会社アデリオン	0S1273